

熊本市公報

第 1378 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 68 号）	1053
------------------------------	------

告 示

○住居表示実施区域における街区の変更（告示第 348 号）	1054
○地縁による団体の認可（告示第 349 号）	1055
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 350 号）	1055
○市道の区域変更（告示第 351 号）	1056
○市道の供用開始（告示第 352 号）	1056
○差押解除通知書の公示送達（告示第 353 号）	1056
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 354 号）	1057
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 355 号）	1057
○指定介護療養型医療施設の指定辞退（告示第 356 号）	1057
○介護保険法による短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止（告示第 357 号）	1058
○市道の区域変更（告示第 358 号）	1058
○市道の供用開始（告示第 359 号）	1058
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同行援護を行う事業の 指定廃止（告示第 360 号）	1059
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 362 号）	1059
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 363 号）	1060
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 364 号）	1060
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 366 号）	1061
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 367 号）	1061
○県道の供用開始（告示第 368 号）	1062
○平成 25 年度市税督促状の公示送達（告示第 370 号）	1062
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 371 号）	1062
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 372 号）	1062
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 373 号）	1063
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 374 号）	1063
○放置自転車の移動及び返還（告示第 375 号）	1063
○放置自転車の売却等（告示第 376 号）	1064
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 377 号）	1064
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 378 号）	1065
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 379 号）	1065

○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 380 号)	1065
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 381 号)	1066
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 382 号)	1066
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 383 号)	1066
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 384 号)	1066
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 385 号)	1067
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 386 号)	1067
○生活保護法等による医療機関の指定 (告示第 388 号)	1067
○生活保護法による指定医療機関の変更 (告示第 389 号)	1068
○生活保護法による指定医療機関の再開 (告示第 390 号)	1070
○生活保護法による指定医療機関の廃止 (告示第 391 号)	1071
○生活保護法等による介護機関の指定 (告示第 392 号)	1071
○生活保護法による指定介護機関の変更 (告示第 393 号)	1072
○生活保護法による指定介護機関の廃止 (告示第 394 号)	1073
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 396 号)	1073
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 397 号)	1073
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 398 号)	1074
○市議会の招集 (告示第 399 号)	1074
○使用料及び手数料の徴収又は収納事務の委託 (告示第 400 号)	1074
○財政状況の公表 (告示第 401 号)	1075
○放置自転車の売却等 (告示第 402 号)	1075
公 告	
○大規模小売店舗立地法による変更届出 (公告第 391 号)	1075
○大規模小売店舗立地法による新設届出 (公告第 392 号)	1076
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 393 号)	1077
○富合農業振興地域整備計画の変更 (公告第 399 号)	1077
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 400 号)	1077
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 403 号)	1078
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 406 号)	1078
○農業振興地域整備計画の変更 (公告第 407 号)	1078
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 409 号)	1079
○農業振興地域整備計画の変更 (公告第 411 号)	1079
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 412 号)	1079
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 413 号)	1080
○大規模小売店舗立地法による新設届出 (公告第 414 号)	1080
○土砂災害警戒区域等の指定 (公告第 417 号)	1081
中 央 区	
○住民票の職権消除 (中央区告示第 13 号)	1083
○住民票の職権消除 (中央区告示第 14 号)	1083
東 区	
○住民票の職権消除 (東区告示第 6 号)	1083

西 区

○住民票による職権消除（西区告示第 5 号）…………… 1083

南 区

○住民票の職権消除（南区告示第 3 号）…………… 1084

上下水道局

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 38 号）…………… 1084

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 6 号）…………… 1084

選挙管理委員会

○熊本市東区選挙管理委員会規程の一部改正（東区選管告示第 7 号）…………… 1085

規 則

規 則 第 68 号

平成 26 年 5 月 26 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(18) 放送受信料

別表第 1 健康福祉政策課の項の次に次のように加える。

保護管理援護 課	課長	所管に係る収入金の収納	保護管理援護課勤務の 職員である分任出納員
-------------	----	-------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告 示 第 3 4 8 号

平 成 2 6 年 5 月 1 6 日

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、平成 1 2 年告示第 7 号で告示した住居表示区域の一部について、街区の変更を行うため、熊本市住居表示に関する条例（昭和 3 8 年条例第 4 2 号）第 2 条の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 街区を変更する区域

熊本市南区田井島三丁目 3 番、4 番、8 番、9 番、1 0 番、1 1 番、1 2 番、1 3 番、1 4 番、1 5 番

熊本市南区良町一丁目 1 1 番、1 2 番、1 4 番、2 0 番、2 1 番、2 2 番

2 実施期日

平成 2 6 年 6 月 1 日

【田井島三丁目】

変更前			変更後			変更内容
町名	街区符号	基礎番号	町名	街区符号	基礎番号	
田井島三丁目	3 番	1 ~ 1 2 6	田井島三丁目	3 番	1 ~ 1 2 7	形状及び基礎番号
	4 番	1 ~ 8 8		4 番	1 ~ 1 1 7	形状及び基礎番号
	8 番	1 ~ 1 2 2		8 番	1 ~ 1 2 2	形状のみ
	9 番	1 ~ 1 6 7		9 番	1 ~ 1 6 7	形状のみ
	1 0 番	1 ~ 3 8		1 0 番	1 ~ 4 9	形状及び基礎番号
	1 1 番	1 ~ 1 0 6		1 1 番	1 ~ 1 0 6	形状のみ
	1 2 番	1 ~ 7 9		1 2 番	1 ~ 8 1	形状及び基礎番号
	1 3 番	1 ~ 5 6		1 3 番	1 ~ 6 1	形状及び基礎番号
	1 4 番	1 ~ 9 2		1 4 番	1 ~ 7 4	形状及び基礎番号
	1 5 番	1 ~ 6 1		1 5 番	1 ~ 5 7	形状及び基礎番号

【良町一丁目】

変更前			変更後			変更内容
町名	街区符号	基礎番号	町名	街区符号	基礎番号	
良町一丁目	1 1 番	1 ~ 5 7	良町一丁目	1 1 番	1 ~ 4 7	形状及び基礎番号
	1 2 番	1 ~ 8 9		1 2 番	1 ~ 8 9	形状のみ
	1 4 番	1 ~ 4 6		1 4 番	1 ~ 7 9	形状及び基礎番号
	2 0 番	1 ~ 4 3		2 0 番	1 ~ 6 8	形状及び基礎番号
	2 1 番	1 ~ 7 6		2 1 番	1 ~ 6 5	形状及び基礎番号

	22番	1～26		22番	1～44	形状及び基礎番号
--	-----	------	--	-----	------	----------

告示第 349 号

平成 26 年 5 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 名称

さんさん自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡を親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防災に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市南区城南町さんさん一丁目及び二丁目の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

田代 英治

熊本市南区城南町さんさん一丁目 11-17

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 26 年 5 月 12 日

告示第 350 号

平成 26 年 5 月 19 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

舞原自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「堀野 智」を「宇多 恭」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県下益城郡城南町舞原 3 5 1 番地」を「熊本市南区城南町舞原 2 7 4 番地 5 1」に改める。

告 示 第 3 5 1 号

平成 2 6 年 5 月 1 9 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
2 4 - 1 6 7	飛田町鶴羽田町第 1 号線	北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	旧	4. 3 ～ 9. 6	9 0. 1
		北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	新	4. 3 ～ 1 1. 0	1 0 7. 0

告 示 第 3 5 2 号

平成 2 6 年 5 月 1 9 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
2 4 - 1 6 7	飛田町鶴羽田町第 1 号線	北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	平成 2 6 年 5 月 1 9 日

告 示 第 3 5 3 号

平成 2 6 年 5 月 1 9 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 8 0 条の規定に基づく差押解除通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名
差押解除通知書

告 示 第 3 5 4 号
平成 2 6 年 5 月 1 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 4 7 2	田原の郷短期入所生活介護事業所 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1	社会福祉法人 心代会 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1 理事長 濱坂 浩一郎	平成 2 6 年 5 月 1 8 日	短期入所生 活介護
4 3 7 0 1 1 0 4 7 2	田原の郷短期入所生活介護事業所 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1	社会福祉法人 心代会 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1 理事長 濱坂 浩一郎	平成 2 6 年 5 月 1 8 日	介護予防短 期入所生活 介護

告 示 第 3 5 5 号
平成 2 6 年 5 月 1 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第 7 8 条の 1 1 及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 1 4 9 3	田原の郷 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1	社会福祉法人 心代会 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1 理事長 濱坂 浩一郎	平成 2 6 年 5 月 1 8 日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護

告 示 第 3 5 6 号
平成 2 5 年 5 月 2 0 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 2 6 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定による届出がされたので、同法第 1 1 5 条の 2 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定辞退年 月日	サービスの 種類
---------------	-------------	------------------------------	-------------	-------------

4310120 854	定永外科医院 熊本市中央区上水前寺1-12-7	医療法人社団 定永会 熊本市中央区上水前寺1-12-7 理事長 定永 良明	平成26年 5月20日	介護療養型 医療施設
----------------	----------------------------	---	----------------	---------------

告 示 第 3 5 7 号

平成26年5月20日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4310120 854	定永外科医院 熊本市中央区上水前寺1-12-7	医療法人社団 定永会 熊本市中央区上水前寺1-12-7 理事長 定永 良明	平成26年 5月20日	（介護予防）短期入所療養介護

告 示 第 3 5 8 号

平成26年5月20日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
5060	若葉1丁目沼山 津1丁目第1号 線	東区東野二丁目23番5地先から 東区東野四丁目14番1地先まで	旧	10.7 ～ 12.0	97.3
		東区東野二丁目23番5地先から 東区東野四丁目14番1地先まで	新	11.2 ～ 29.7	97.3

告 示 第 3 5 9 号

平成26年5月20日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
5060	若葉1丁目沼山津1丁目第1号線	東区東野二丁目23番5地先から 東区東野四丁目14番1地先まで	平成26年5月20日

告 示 第 3 6 0 号

平成26年5月20日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、同行援護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
有限会社ヘルパーステーション長嶺
熊本市東区长嶺東一丁目4番40号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
有限会社ヘルパーステーション長嶺
熊本市東区长嶺東一丁目4番40号
代表取締役 影山 晶子
- 3 廃止した事業の種類
同行援護
- 4 廃止年月日
平成26年5月31日

告 示 第 3 6 2 号

平成26年5月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
鶴自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 区域

「熊本市鶴羽田町131番地から熊本市鶴羽田町1255番地（除く182～249、350～352、354～732、735～788、826～856、992～1025の梶尾町、1041～1051、1054～1059、1080～1115、1121、1130～1131の一部、1218～1219、1241～1253番地）までの区域。」を「熊本市北区鶴羽田二丁目255番1から263番3まで、278番1から278番3まで、280番1から328番まで、329番2から349番10まで、353番1から353番4まで、870番から878番15まで、北区鶴羽田三丁目789番1から789番17まで、790番2、791番から825番8まで、855番2から856番1まで、857番1から866番まで、北区鶴羽田四丁目1124番、1125番3、1139番1から1217番11まで、1219番から1238番6まで（ただし、1222番2及び1222番3を除く。）、1240番、1243番1か

ら 1 2 4 3 番 1 0 まで、（ただし、1 2 4 3 番 2 から 1 2 4 3 番 4 まで、1 2 4 3 番 7 及び 1 2 4 3 番 8 を除く。）、1 2 5 4 番 1 から 1 2 5 5 番 7 まで、北区鶴羽田五丁目 1 3 1 番 1 から 1 7 9 番 4 まで、2 6 3 番 2 から 2 7 9 番 5 まで、8 7 9 番から 9 5 2 番まで、9 7 3 番 1 から 1 0 1 1 番 1 まで（ただし、9 7 7 番 1 から 9 7 7 番 2 まで及び 9 9 7 番 3 から 9 9 7 番 5 までを除く。）、1 0 2 7 番 2 から 1 0 3 3 番 1 まで、北区鶴羽田町 1 0 2 5 番から 1 0 4 0 番 1 まで、1 0 5 2 番 1 から 1 0 5 3 番まで、1 0 6 7 番 1 から 1 0 8 0 番 1 まで、1 0 8 1 番 1、1 1 1 6 番 1 から 1 1 1 8 番まで、1 1 2 6 番 1 から 1 1 2 9 番まで、1 1 3 1 番 1、1 1 3 1 番 1 2 から 1 1 3 1 番 2 3 まで（ただし、1 1 3 1 番 1 6 を除く。）、1 1 3 6 番 1 から 1 1 3 8 番 1 までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市鶴羽田町 9 1 0 番地（鶴公民館）」を「熊本市北区鶴羽田五丁目 2 番 2 3 号（鶴公民館）」に改める。

告 示 第 3 6 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

西里校区第 1 3 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市北区下硯川町 1 番地 1 から（7 8 番地 1 を除く）1 0 6 番地まで、2 9 4 番地から 3 1 5 番地まで、3 2 0 番地 4、5 2 4 番地から 7 2 6 番地まで、7 2 8 番地 1、8 2 4 番地、8 2 5 番地 1、8 2 6 番地 1、8 2 7 番地、8 6 9 番地 1、8 7 0 番地 1、8 7 0 番地 8、8 7 0 番地 1 0、8 7 1 番地 3、1 0 4 5 番地 8、1 8 3 6 番地 2、1 8 3 9 番地から 1 8 4 7 番地 3 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区下硯川町 1 番地 1 から（7 8 番地 1 を除く）1 0 6 番地まで、2 9 4 番地から 3 1 5 番地まで、3 2 0 番地 4、5 2 4 番地から 7 2 6 番地まで、7 2 8 番地 1、8 2 4 番地、8 2 5 番地 1、8 2 6 番地 1、8 2 7 番地、8 6 9 番地 1、8 7 0 番地 1、8 7 0 番地 8、8 7 0 番地 1 0、8 7 1 番地 2、8 7 1 番地 3、9 0 4 番地 1、9 0 4 番地 4、1 0 4 5 番地 8、1 8 3 6 番地 2、1 8 3 9 番地から 1 8 4 7 番地 3 までの区域とする。」に改める。

告 示 第 3 6 4 号

平成 2 6 年 5 月 2 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 8 6 5 8	マザーハウス江津 熊本市東区江津四丁目 8 番 1 号	DUAT 株式会社 熊本市東区江津四丁目 8 番 1 号 代表取締役 河田 親平	平成 2 6 年 6 月 7 日	通所介護 介護予防通 所介護

告 示 第 3 6 6 号

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第 7 8 条の 1 1 及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 1 5 0 1	地域密着型特別養護老人ホーム あいこう ひかり館 熊本市北区清水新地三丁目 5 番 3 3 号	社会福祉法人 愛光会 熊本市北区清水新地三丁目 5 番 3 3 号 理事長 高瀬 直善	平成 2 6 年 5 月 2 4 日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護

告 示 第 3 6 7 号

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
5 月 9 日	はり札等	7	河原町	5 月 1 0 日
	立看板等	2	富合町志々水	
5 月 1 3 日	はり札等	9	水前寺・新大江・世安町	5 月 1 4 日
5 月 1 5 日	はり札等	2	川尻・飛田	5 月 1 6 日
5 月 1 6 日	はり札等	4	城南町千町	5 月 1 7 日
5 月 1 7 日	はり札等	1 3	十禅寺・近見	5 月 1 8 日
	立看板等	9	小島	
5 月 1 9 日	はり札等	6	新大江・保田窪・長嶺東	5 月 2 0 日
	立看板等	1	長嶺東	
5 月 2 0 日	はり札等	2	榎町	5 月 2 1 日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3 - 1）				

告 示 第 3 6 8 号

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	瀬田熊本線	中央区新屋敷一丁目 2 番 3 9 地先から 中央区井川淵町 1 番 3 5 地先まで	平成 2 6 年 5 月 2 5 日

告 示 第 3 7 0 号

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

平成 2 5 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- (1) 市県民税（特別徴収） 3 5 件
(2) 法人市民税 2 件

告 示 第 3 7 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

田上自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「上田 貴司」を「上田 勝久」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区硯川町 5 0 0 番地」を「熊本市北区硯川町 4 9 3 番地 1」に改める。

告 示 第 3 7 2 号

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3

条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 3 7 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 4 8 0	居宅介護支援事業所 あい工房木村屋 熊本市中央区新町三丁目 4 番 2 号 2 0 3 号室	株式会社あい工房木村屋 熊本市中央区帯山五丁目 2 2 番 4 号 代表取締役 木村 良江	平成 2 6 年 6 月 1 日	居宅介護 支援

告 示 第 3 7 4 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 4 9 8	ぐれいす居宅介護支援事業所 熊本市東区戸島一丁目 1 5 番 7 0 号	グレース合同会社 熊本市東区戸島一丁目 1 5 番 7 0 号 代表社員 馬場 須恵子	平成 2 6 年 6 月 1 日	居宅介護 支援

告 示 第 3 7 5 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 2 6 年 5 月 7 日 南区近見七丁目 1

イ 平成 2 6 年 5 月 8 日 市庁舎北側駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道

町エリア、中央区黒髪四丁目 1 3、並木坂エリア

ウ 平成 26 年 5 月 9 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア

エ 平成 26 年 5 月 12 日 手取エリア、上通りエリア、並木坂エリア

オ 平成 26 年 5 月 14 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア

カ 平成 26 年 5 月 15 日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、新市街エリア

キ 平成 26 年 5 月 16 日 熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅駐輪場、中央区下通一丁目 6、東
区小山二丁目 2 4

ク 平成 26 年 5 月 19 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、西区上熊本三丁目 4、東区長嶺南六丁目、南区奥古閑町 2 0
3 5 番地、並木坂エリア

ケ 平成 26 年 5 月 20 日 手取エリア、新市街エリア、中央区下通

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 8 月 27 日まで

2 移動・保管台数

自転車 187 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 3 7 6 号

平成 26 年 5 月 27 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 26 年 5 月 27 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 112 台

告 示 第 3 7 7 号

平成 26 年 5 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

寿住宅 1 区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「森山 隆吉」を「中川 徹」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町小野 1 0 5 6 番地 2 2」を「熊本市北区植木町小野 1 0 5 6 番地 2 3」に改める。

告示第 3 7 8 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

大井区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「鹿本郡植木町大字大井 1 8 番地から大字大井 5 0 3 番地まで、大字亀甲 1 9 4 3 番地 1 から大字亀甲 1 9 4 6 番地 3 までの区域とする。」を「熊本市北区植木町大井 1 8 番地から大井 5 0 3 番地まで、亀甲 1 9 4 3 番地 1 から亀甲 1 9 4 6 番地 3 までの区域とする。」に改める。

(2) 主たる事務所

「熊本県鹿本郡植木町大字大井 4 5 8 番地」を「熊本市北区植木町大井 4 5 8 番地」に改める。

告示第 3 7 9 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした画図校区第 6 町内自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及びその内容

「山田 克憲 熊本市東区画図東一丁目 6 番 3 9 号」を「鈴木 純二 熊本市東区画図東二丁目 2 番 2 4 号」に改める。

告示第 3 8 0 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北校区第 1 町内自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「南部 久敏 熊本市東区上南部一丁目 1 6 番 6 8 号」を「古谷 澄男 熊本市東区上南部一丁目 1 4 番 1 8 号」に改める。

告 示 第 3 8 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北校区第 2 町内自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「西村 長人 熊本市東区上南部四丁目 1 0 番 6 0 号」を「中村 正一 熊本市東区上南部四丁目 3 番 3 7 号」に改める。

告 示 第 3 8 2 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北六町内神園自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「浜口 直利 熊本市東区神園二丁目 4 番 6 6 号」を「上野 誠也 熊本市東区神園二丁目 6 番 4 1 号」に改める。

告 示 第 3 8 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした平山町自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「神崎 貴久雄 熊本市東区平山町 3 1 8 6 番地」を「菊池 信泰 熊本市東区平山町 3 2 3 0 番地」に改める。

告 示 第 3 8 4 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山尻自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田口 正明 熊本市東区弓削町 5 6 4 番地」を「松村 隆博 熊本市東区弓削町 5 4 0 番地」に改める。

告 示 第 3 8 5 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした弓削町自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「宇野 長壽 熊本市東区鹿島瀬町 7 6 2 番地」を「若杉 幸人 熊本市東区弓削町 6 9 4 番地」に改める。

告 示 第 3 8 6 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻西校区第 2 町内自治会から、同条 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「大島 孝一 熊本市東区御領五丁目 6 番 8 8 号」を「福嶋 昇 熊本市東区御領五丁目 7 番 3 3 号」に改める。

事務所の所在地

「熊本市東区御領五丁目 6 番 8 8 号」を「熊本市東区御領五丁目 7 番 3 3 号」に改める。

告 示 第 3 8 8 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
ひかる歯科ちえこども歯科 熊本市中央区国府二丁目 1 7 番 4 1 号 甲斐田 光	歯科、小児歯科	平成 2 6 年 5 月 1 日
東部熊本歯科 熊本市中央区帯山 2 - 1 2 - 2 4 二宮 康郎	歯科、口腔外科、 小児歯科	平成 2 6 年 4 月 1 日
長嶺南ファミリー歯科 熊本市東区長嶺南 8 - 1 - 3 井形 龍	歯科、口腔外科、 矯正歯科、小児歯 科	平成 2 6 年 5 月 1 2 日

(薬局)		
近見のごし薬局 熊本市南区近見七丁目12番50号 株式会社ミユキメディカル 代表取締役 松吉 順子	薬局	平成26年4月1日
あおい薬局 帯山店 熊本市中央区帯山3-15-11 株式会社 葵調剤 代表取締役 太田 郁夫	薬局	平成26年4月1日
あおい薬局 城南店 熊本市南區城南町今吉野丸山282-1 株式会社 葵調剤 代表取締役 太田 郁夫	薬局	平成26年4月1日
三気堂薬局 八景水谷店 熊本市北区清水亀井町19-10 有限会社MET 代表取締役 川端 修三	薬局	平成26年4月21日
(あん摩・マッサージ)		
レイスマッサージ治療院 永野 眞由美 熊本市北区龍田陳内3-2-41 101 レイスマッサージ治療院 永野 眞由美	あん摩・マッサー ジ	平成26年4月1日
マッサージケアセンターひかり 折田 季之 熊本市東区花立三丁目34-13-102 マッサージケアセンターひかり 草野 麻美	あん摩・マッサー ジ	平成26年4月15日
在宅マッサージ楽楽 森 洋平 熊本市中央区神水1-8-8-102 有限会社アグレスグループ在宅マッサージ楽楽 取締役 川鍋 土王	あん摩・マッサー ジ	平成26年4月28日
在宅マッサージ熊本療養サポート 押方 広文 熊本市中央区新屋敷一丁目20-20 新屋敷シ ャトーハイツ1F 押方 広文	あん摩・マッサー ジ	平成26年5月7日
鍼灸院実三 秋山 邦恵 熊本市中央区新屋敷三丁目4-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	あん摩・マッサー ジ	平成26年5月13日
(はり・きゅう)		
鍼灸院実三 秋山 邦恵 熊本市中央区新屋敷三丁目4-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年5月13日

告示第389号

平成26年5月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	社会医療法人社団高野会 高野病院 熊本市帯山四丁目2番88号 社会医療法人社団高野会 理事長 山田 一隆	平成26年4月1日	法人格変更
旧	医療法人社団高野会 高野病院 熊本市帯山四丁目2番88号 医療法人社団高野会 理事長 山田 一隆		
(訪問看護)			
新	訪問看護ステーション ラシクアーレ 熊本市中央区琴平二丁目6番44号 株式会社SHIFT 代表取締役 米村 昌洋	平成26年5月1日	所在地変更
旧	訪問看護ステーション ラシクアーレ 熊本市南区平田二丁目20-8 株式会社SHIFT 代表取締役 米村 昌洋		
(薬局)			
新	株式会社MYU あすなる薬局 帯山店 熊本市中央区帯山3-18-42 エルグランドI 帯山1F-B 株式会社MYU 代表取締役 京 泰男	平成26年3月31日	代表者変更
旧	株式会社MYU あすなる薬局 帯山店 熊本市中央区帯山3-18-42 エルグランドI 帯山1F-B 株式会社MYU 代表取締役 松村 義雅		
新	株式会社MYU ながみね東薬局 熊本市東区長嶺東二丁目11番94号 株式会社MYU 代表取締役 京 泰男	平成26年3月31日	代表者変更
旧	株式会社MYU ながみね東薬局 熊本市東区長嶺東二丁目11番94号 株式会社MYU 代表取締役 松村 義雅		
医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(柔道整復)			
新	絆ウェルネス整骨院 熊本市中央区子飼本町1-16 高橋店舗1階 金原 弘泰	平成26年3月31日	名称・所在地 変更
旧	STREXZEN絆ウェルネス整骨院 下通り院 熊本市中央区下通1-3-10ダイエー3階 金原 弘泰		
(あん摩・マッサージ)			
新	フレアス在宅マッサージ 施術者：井上 雄二郎 熊本市東区健軍四丁目14番22号2F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成26年3月1日	所在地変更
旧	フレアス在宅マッサージ 施術者：井上 雄二郎 熊本市北区龍田四丁目29-33		

	株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓		
新	フレアス在宅マッサージ 施術者：竹林 淳 熊本市東区健軍四丁目 1 4 番 2 2 号 2 F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成 2 6 年 4 月 2 3 日	所在地変更
旧	フレアス在宅マッサージ 施術者：竹林 淳 熊本市北区龍田四丁目 2 9 - 3 3 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓		
新	フレアス在宅マッサージ 施術者：金澤 陽介 熊本市東区健軍四丁目 1 4 番 2 2 号 2 F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成 2 6 年 3 月 1 日	所在地変更
旧	フレアス在宅マッサージ 施術者：金澤 陽介 熊本市北区龍田四丁目 2 9 - 3 3 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓		
新	フレアス在宅マッサージ 施術者：出口 徹英 熊本市東区健軍四丁目 1 4 番 2 2 号 2 F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成 2 6 年 3 月 1 日	所在地変更
旧	フレアス在宅マッサージ 施術者：出口 徹英 熊本市北区龍田四丁目 2 9 - 3 3 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓		
(あん摩・マッサージ)			
新	フレアス在宅マッサージ 施術者：中嶋 秀昭 熊本市東区健軍四丁目 1 4 番 2 2 号 2 F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成 2 6 年 3 月 1 日	所在地変更
旧	フレアス在宅マッサージ 施術者：中嶋 秀昭 熊本市北区龍田四丁目 2 9 - 3 3 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓		
(はり・きゅう)			
新	歩きとからだ本舗はり灸治療院 熊本市東区秋津一丁目 1 - 1 3 5 橋本 結樹	平成 2 6 年 4 月 2 3 日	所在地変更
旧	歩きとからだ本舗はり灸治療院 熊本市若葉六丁目 5 番 2 7 号 橋本 結樹		

告 示 第 3 9 0 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から再開の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	再開年月日
(医科)		
榎本内科医院 熊本市北区植木町平野 7 7 - 1 医療法人啓和会 理事長 榎本 勝人	内科、循環器内科	平成 2 6 年 5 月 1 日

告 示 第 3 9 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(歯科)	
医療法人社団二宮会 東部熊本歯科 熊本市中央区帯山 2-12-24 二宮 康郎	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
医療法人 大嶋歯科医院 熊本市中央区坪井 2-5-9 大嶋 健一	平成 2 5 年 8 月 3 1 日

告 示 第 3 9 2 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍三丁目 4 8 番 1 5 号 有限会社 ひまわりくらぶ 取締役 濱田 文子	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 2 6 年 4 月 1 6 日
リハセンターみどりの樹 楠 熊本市北区龍田九丁目 3 番 9 号 株式会社 リープス・ケア 代表取締役 中島 理子	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 6 年 4 月 1 8 日
居宅介護支援事業所 まきの木 熊本市南区城南町隈庄 7 8 8-5 株式会社 ソフィアライン 代表取締役 重富 久美子	居宅介護支援	平成 2 6 年 4 月 2 1 日
デイハウス まきの木 熊本市南区城南町隈庄 7 8 8-5 株式会社 ソフィアライン 代表取締役 重富 久美子	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 6 年 4 月 2 1 日
スマイルケア 南の風 熊本市東区新南部三丁目 7 番 1 3 3 号 株式会社 九州サンガ 代表取締役 上萬 誠	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 6 年 5 月 1 日
居宅介護支援事業所 早稲田イーライフ江津湖 熊本市中央区出水 4-15-27 株式会社 イーライフ 代表取締役 長谷川 健	居宅介護支援	平成 2 6 年 5 月 1 日

i S Sヘルスケア訪問看護ステーション 熊本市中央区坪井六丁目36番12号 株式会社 i S Sヘルスケア 代表取締役 波多野 恵津子	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26年4月30日
ひろせ福祉サービス 熊本市北区植木町大和26-6-1 株式会社 J. メディカル 代表取締役 橋本 淳	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成26年4月30日
箱根崎訪問看護ステーション 熊本市北区植木町正清879 医療法人 滄溟会 理事長 中原 紘嗣	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26年5月2日
歩行リハビリセンターHOKORU 琴平 熊本市中央区琴平二丁目6番44号 株式会社 SHIFT 代表取締役 米村 昌洋	通所介護・介護予防通所介護	平成26年5月7日
長寿の里デイサービスセンター認知症対応型通所介護事業所 熊本市西区域山薬師二丁目10番10号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成26年5月14日
デイサービス 花スマレ 熊本市南区砂原町440-4 NPO法人 森の樹 理事長 森 洋子	通所介護・介護予防通所介護	平成26年5月15日
仁誠会クリニックながみね 熊本市東区戸島西二丁目3-10 医療法人社団 仁誠会 理事長 田尻 宗誠	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成26年4月22日
清風荘 熊本市東区下江津二丁目5-47 彰良合同会社 代表社員 谷口 雅	通所介護・介護予防通所介護	平成26年5月2日

告 示 第 3 9 3 号

平成26年5月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	高野病院 熊本市中央区帯山四丁目2番88号 社会医療法人社団高野会	平成26年4月1日	その他変更
旧	高野病院 熊本市中央区帯山四丁目2番88号 医療法人社団高野会		

新	株式会社 祐心 訪問介護事業所 こころ 熊本市西区二本木二丁目 6-22 津曲 祐美	平成 26 年 5 月 1 日	所在地変更
旧	株式会社 祐心 訪問介護事業所 こころ 熊本市中央区九品寺四丁目 16-3 津曲 祐美		
新	訪問看護ステーション ラシクアーレ 熊本市中央区琴平二丁目 6-44 株式会社 SHIFT 代表取締役 米村 昌洋	平成 26 年 5 月 1 日	所在地変更
旧	訪問看護ステーション ラシクアーレ 熊本市南区平田二丁目 20-8 株式会社 SHIFT 代表取締役 米村 昌洋		

告 示 第 3 9 4 号

平成 26 年 5 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
近見のごし薬局 熊本市南区近見七丁目 12 番 50 号 中村 征人	平成 26 年 3 月 31 日
マザーハウス江津 熊本市東区江津四丁目 8-1 DUAT 株式会社 代表取締役 河田 親平	平成 26 年 5 月 1 日

告 示 第 3 9 6 号

平成 26 年 5 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
内区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「前田 敬治」を「大岩 清賢」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市植木町内 51 番地 3」を「熊本市北区植木町内 664 番地 5」に改める。

告 示 第 3 9 7 号

平成 26 年 5 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

北部東校区第6町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市鶴羽田町756番地から同町856番地まで及び、鶴羽田町1083番地から同町1121番地まで並びに、鶴羽田町1218番地から同町1284番地までの区域とする。」を「熊本市北区鶴羽田三丁目756番3から756番10まで（ただし、756番9を除く。）、757番2から757番3まで、763番2から778番6まで（ただし、764番を除く。）、782番2から782番26まで、786番1から786番8まで、826番1から854番17まで、856番3から856番6まで、及び北区鶴羽田四丁目1091番1から1112番7まで、1121番1から1125番1まで（ただし、1124番を除く。）、1218番3から1218番17まで、1222番2、1239番1から1243番4まで（ただし、1240番及び1243番1を除く。）、1246番1から1252番3まで、1256番1から1285番2まで、並びに北区鶴羽田町1080番2から1080番8まで、1081番2から1090番1まで、1113番1から1115番21まで、1119番から1120番1までの区域とする。」に改める。

告 示 第 3 9 8 号

平成26年5月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

那知区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

「熊本市北区植木町那知333番地」を「熊本市北区植木町那知354番地1」に改める。

告 示 第 3 9 9 号

平成26年5月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 期日 平成26年6月6日

2 場所 熊本市役所

告 示 第 4 0 0 号

平成26年5月30日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 受託者

熊本市中央区花畑町3番1号

公益社団法人 熊本市シルバー人材センター

理事長 荒木 哲美

2 委託期間

平成26年6月1日から平成26年9月30日まで

3 委託する歳入の種類

川尻公会堂附属器具使用料

告示第401号

平成26年5月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び熊本市財政状況の公表に関する条例（昭和23年告示第51号）第2条の規定に基づき、熊本市の財政状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸山政史

以下、登載省略

告示第402号

平成26年5月30日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成26年5月30日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 114台

公 告

公告第391号

平成26年5月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合天明町ショッピングセンター
熊本市南区奥古閑町280番地
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(1) 廃止前 1,343平方メートル
(2) 廃止後 0平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成25年10月27日
- 4 変更する理由
店舗閉鎖による解体のため
- 5 届出年月日
平成26年5月7日

公 告 第 3 9 2 号

平成 2 6 年 5 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があつたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 9 月 1 6 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス天明店

熊本市南区奥古閑町 2 8 0 番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社サルビー 代表取締役 大継 義典	熊本市南区奥古閑町 2 8 0 番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 2 6 年 1 1 月 1 日（開店希望日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 0 1 3 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 9 4 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地北側 3 台

建物西側 2 4 台 合計 2 7 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 7 0 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 1 2. 5 1 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 1 0 時から午後 1 0 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 4 時間

8 届出年月日

平成 2 6 年 5 月 7 日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 5 月 16 日から平成 26 年 9 月 16 日まで

公 告 第 3 9 3 号

平成 26 年 5 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町陳内字道上 1 2 9 4 番 6

2 5 4. 8 5 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町沈目

氏名 登載省略

公 告 第 3 9 9 号

平成 26 年 5 月 21 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 24 年 1 月 20 日付け公告第 28 号で公告した富合農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 平成 26 年 5 月 22 日

至 平成 26 年 6 月 20 日

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

熊本市南区役所農業振興課

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 26 年 6 月 20 日

公 告 第 4 0 0 号

平成 26 年 5 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町鰐瀬字北畑 3 2 9 2 番 1、3 2 9 2 番 4
5 3 7. 3 7 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町鰐瀬
氏名 登載省略

公 告 第 4 0 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区飛田三丁目 3 6 8 番 1、3 7 2 番 1 の一部
7 7 7. 1 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区山室二丁目 6 番 2 0 号
株式会社 リューショーコーポレーション
代表取締役 森山 隆一

公 告 第 4 0 6 号

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町水口 9 0 5 番、9 0 6 番、9 0 7 番 1
1, 6 4 5. 9 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 4 0 7 号

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく植木農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 変更内容

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市北区植木町鞍掛字原口 1 3 4 6 番 1	2 1. 6 0	編入

- 2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 4 0 9 号

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字大坪 5 3 3 番 5、5 3 3 番 7
2 1 7. 1 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町広住
氏名 登載省略

公 告 第 4 1 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 5 月 2 3 日付け公告第 4 0 7 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 1 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 2 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 2 6 年 6 月 2 6 日の翌日から起算して、1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自 平成 2 6 年 5 月 2 8 日
至 平成 2 6 年 6 月 2 6 日
- 2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
 - (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
 - (3) 意見書の提出期限 平成 2 6 年 7 月 1 1 日
- 4 異議申出について
 - (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 4 1 2 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺東八丁目 5 3 5 番 1、5 3 5 番 2、5 3 5 番 4、5 4 5 番 2、5 4 5 番 4 及び里道
3, 2 3 5. 1 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東八丁目 1 4 番 4 0 号
株式会社 アイディエス
代表取締役 伊藤 照明

公告 第 4 1 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区龍田陳内三丁目 1 2 8 7 番 2、1 2 8 7 番 3、1 5 0 0 番 4 0 6、1 5 0 0 番 4 0 8 の一部、1 5 0 0 番 4 0 9
3, 6 0 1. 0 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区神水一丁目 6 番 1 1 号
社会福祉法人 城北会
理事 米澤 静江

公告 第 4 1 4 号

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 9 月 2 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンタウン田崎
熊本市西区田崎町字下寄 3 8 0 番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号
その他未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年11月20日（開店希望日）
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,300㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- | | | |
|----------|------------|--------|
| 駐車場No. 1 | 建物敷地内平面駐車場 | 149台 |
| 駐車場No. 2 | 建物屋上駐車場 | 150台 |
| | | 合計299台 |
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- | | | |
|----------|------|-------|
| 駐輪場No. 1 | 建物北側 | 61台 |
| 駐輪場No. 2 | 建物北側 | 8台 |
| | | 合計69台 |
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 荷さばき施設No. 1 | 建物内南東側 | 90㎡ |
| 荷さばき施設No. 2 | 建物北側 | 45㎡ |
| 荷さばき施設No. 3 | 建物屋上部 | 25㎡ |
| | | 合計160㎡ |
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- | | |
|-------|--------|
| 建物内東側 | 39.83㎡ |
|-------|--------|
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- | | |
|-------------|---------------|
| 荷さばき施設No. 1 | 24時間 |
| 荷さばき施設No. 2 | 24時間 |
| 荷さばき施設No. 3 | 午前6時から午後10時まで |
- 8 届出年月日
平成26年5月21日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成26年5月29日から平成26年9月29日まで

公告第417号

平成26年5月30日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定により、土砂災害警戒区域等が指定されたので、同法第8条第7項の規定により次のとおり縦覧する。

熊本市長 幸山政史

1 土砂災害警戒区域等の箇所名等

番号	土砂災害警戒区域等の箇所名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無
1	井川道-1 (201-1-024-1)	急傾斜地の崩壊	有
2	井川道-2 (201-1-024-2)	急傾斜地の崩壊	有
3	井川道-3 (201-1-024-3)	急傾斜地の崩壊	有
4	権現谷1 (201-1-188)	急傾斜地の崩壊	有
5	檜山 (201-3-001)	急傾斜地の崩壊	有
6	三反1 (三反田1) (201-3-002)	急傾斜地の崩壊	有
7	三反田2 (201-3-003)	急傾斜地の崩壊	有
8	三反田3 (201-3-004)	急傾斜地の崩壊	有
9	浦田 (201-3-005)	急傾斜地の崩壊	有
10	中原 (201-3-006)	急傾斜地の崩壊	有
11	鳥迫 (201-3-007)	急傾斜地の崩壊	有
12	宝出原-1 (201-3-008-1)	急傾斜地の崩壊	有
13	宝出原-2 (201-3-008-2)	急傾斜地の崩壊	有
14	柳井田1-1 (201-3-009-1)	急傾斜地の崩壊	有
15	柳井田1-2 (201-3-009-2)	急傾斜地の崩壊	有
16	柳井田2 (201-3-010)	急傾斜地の崩壊	有
17	津留 (201-3-011)	急傾斜地の崩壊	有
18	井上 (201-3-012)	急傾斜地の崩壊	有
19	木戸田 (201-3-013)	急傾斜地の崩壊	有
20	小清水 (201-3-014)	急傾斜地の崩壊	有
21	沖野 (201-3-015)	急傾斜地の崩壊	有
22	山の上 (201-3-016)	急傾斜地の崩壊	有
23	清島-1 (201-3-017-1)	急傾斜地の崩壊	有
24	清島-2 (201-3-017-2)	急傾斜地の崩壊	有
25	外園 (201-3-018)	急傾斜地の崩壊	有
26	宮の尾 (201-3-019)	急傾斜地の崩壊	有
27	中尾 (201-3-023)	急傾斜地の崩壊	有
28	八ツ江 (201-3-024)	急傾斜地の崩壊	有
29	松尾平-1 (201-3-025-1)	急傾斜地の崩壊	有
30	松尾平-2 (201-3-025-2)	急傾斜地の崩壊	有
31	松尾口 (201-3-026)	急傾斜地の崩壊	有
32	大平-1 (201-3-027-1)	急傾斜地の崩壊	有
33	大平-2 (201-3-027-2)	急傾斜地の崩壊	有
34	後口畑 (201-3-028)	急傾斜地の崩壊	有
35	三崎前1 (201-3-029)	急傾斜地の崩壊	有
36	三崎前2 (201-3-030)	急傾斜地の崩壊	有
37	射の馬場 (201-3-031)	急傾斜地の崩壊	有
38	井川迫 (201-3-032)	急傾斜地の崩壊	有
39	迎-1 (201-3-033-1)	急傾斜地の崩壊	有
40	迎-2 (201-3-033-2)	急傾斜地の崩壊	有
41	荊平1 (201-3-034)	急傾斜地の崩壊	有

42	前畑 (201-3-046)	急傾斜地の崩壊	有
43	名越 (201-3-047)	急傾斜地の崩壊	有

2 縦覧場所

- (1) 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局危機管理防災総室
- (2) 熊本市北区植木町岩野238-1
熊本市北区役所総務企画課

3 縦覧開始日

平成26年5月30日から

中 央 区

中央区告示第13号

平成26年5月16日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年5月9日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第14号

平成26年5月23日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年5月15日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

東 区

東区告示第6号

平成26年5月27日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年5月21日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

西 区

西区告示第5号

平成26年5月26日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年5月21日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

南 区

南区告示第 3 号

平成 26 年 5 月 16 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 4 月 25 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 38 号

平成 26 年 5 月 28 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 758 号	熊本市西区池田二丁目 44 番 17 号 株式会社ワイズ 代表取締役 柴田 繁治	平成 26 年 5 月 21 日

教 育 委 員 会

教委告示第 6 号

平成 26 年 5 月 16 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成 26 年 5 月 23 日（金） 午後 2 時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議事

- (1) 平成 26 年度熊本市一般会計 6 月補正予算（教育費）について
- (2) 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について
- (3) 熊本市奨学生の採用について
- (4) 就学指導委員会委員の委嘱及び任命について
- (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について
- (6) 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について
- (7) 熊本市社会教育委員の委嘱について
- (8) 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (9) 熊本市野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

4 協議

- (1) 学校規模適正化基本方針（案）について
- (2) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
- (3) 教科書採択について

5 報告

- (1) 平成 27 年度管理職採用選考試験について
- (2) 平成 25 年度における体罰について
- (3) 「熊本市立小中学校 心のアンケート」（いじめ等に関するアンケート）の結果報告について
- (4) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (5) 広報広聴関係について

選挙管理委員会

東 選 管 告 示 第 7 号

平成 26 年 5 月 23 日

熊本市東区選挙管理委員会規程の一部改正について

熊本市東区選挙管理委員会規程（平成 24 年 4 月 1 日選管告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

熊本市東区選挙管理委員会委員長 木 原 茂

第 15 条中「首席総務審議員、総務審議員」を「首席審議員、審議員」に改める。

第 16 条第 5 項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 6 項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 主幹は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わること。
- (2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 16 条第 8 項を次のように改める。

8 参事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わること。
- (2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 18 条第 2 項中「補佐」の次に「（補佐を置かない場合にあつては、主幹（主査を兼ねるものに限る。））」を加え、同条第 3 項中「副事務局長、補佐とも」を「前項に規定する場合において、代決する者」に改める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。